

## 地域介護・福祉空間整備交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の概要

### 面的整備計画の内容

市町村(特別区を含む)は、

日常生活圏域を単位として、様々な介護サービスの面的な配置構想を基に、今後3年以内(単年度でも可)に実施する基盤整備等事業を明らかにした「面的整備計画」を策定することができる。

地域介護・福祉空間整備交付金(ハード交付金) 及び 地域介護・福祉空間推進交付金(ソフト交付金) により支援

#### 地域介護・福祉空間整備交付金に係る分

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設等の面的整備に要する経費

- |                   |                 |                    |
|-------------------|-----------------|--------------------|
| ・ 小規模多機能型住宅介護拠点   | ・ 小規模の特別養護老人ホーム | ・ 小規模の老人保健施設       |
| ・ 小規模のケアハウス(特定施設) | ・ 認知症高齢者グループホーム | ・ 認知症対応型デイサービスセンター |
| ・ 夜間対応型訪問介護ステーション | ・ 介護予防拠点        | ・ 地域包括支援センター       |
| ・ 生活支援ハウス         |                 |                    |

#### 地域介護・福祉空間推進交付金に係る分

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するため交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

- |  |
|--|
| ・ 夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業                            |
| ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業                         |
| ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業 |
| ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業             |

### 面的整備計画に基づく交付金の流れ

日常生活圏域を単位として、次の事業の面的な配置構想を基に「面的整備計画」を策定  
(単年度の整備計画の場合には、翌年度も同一圏域で計画策定が可能)

#### 地域介護・福祉空間整備交付金に係る事業

- 市町村
- ・ 小規模多機能型住宅介護拠点
  - ・ 小規模の特別養護老人ホーム
  - ・ 小規模の老人保健施設
  - ・ 小規模のケアハウス(特定施設)
  - ・ 認知症高齢者グループホーム
  - ・ 夜間対応型訪問介護ステーション
  - ・ 介護予防拠点
  - ・ 地域包括支援センター
  - ・ 生活支援ハウス

#### 地域介護・福祉空間推進交付金に係る事業

- ・ 夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業
- ・ 高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業
- ・ 「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業
- ・ その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

計画を国に提出(都道府県を経由)

次の採択指標をもとに評価を行い、予算の範囲内で評価の高い順に計画を採択。

#### 審議的指標

…高齢者の将来上昇率、圏域における施設整備の状況 等

#### 政策的指標

…地域密着型サービス拠点の整備を中心としているか、既存の社会資源を活用しているか、元気な高齢者や地域住民が参加する「共生型」のコミュニティづくりを目指したものであるか 等

下記の算定方法により、交付金を交付。

(注)交付に当たって、市区町村の制度的負担は求めない。

#### 地域介護・福祉空間整備交付金に係る事業

・面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

ただし、実際の総事業費の範囲内とし、1億円を上限とする。

国財政上の特別措置に関する法律等の対象となる事業が含まれる場合は、右表の配分基礎単価に一定率を乗じて得た額を交付限度額に加算する。

事業区分	配分基礎単価
地域密着型サービス拠点	-
小規模多機能型住宅介護	15,000千円
小規模の特別養護老人ホーム	20,000千円
老人保健施設	25,000千円
小規模のケアハウス(特定施設)	30,000千円
認知症高齢者グループホーム	35,000千円
夜間対応型訪問介護ステーション	20,000千円
介護予防拠点	25,000千円
地域包括支援センター	15,000千円
生活支援ハウス	10,000千円

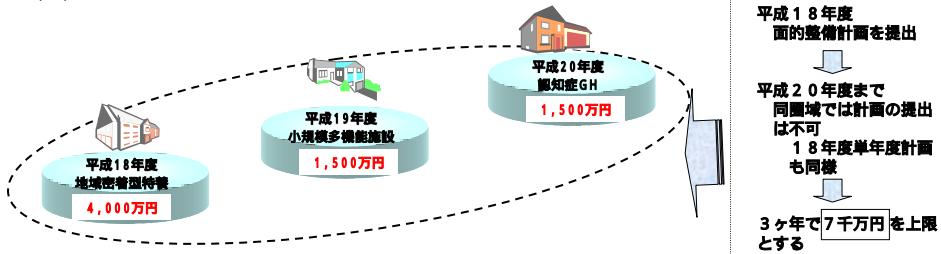
#### 地域介護・福祉空間推進交付金に係る事業

・面的整備計画記載の全事業に係る右表の事業区分ごとの配分基礎単価の合計額とする。

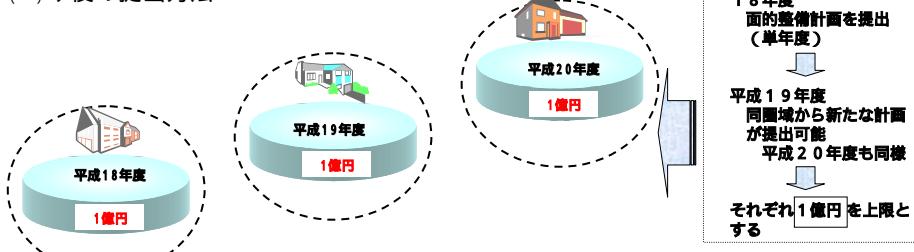
事業区分	配分基礎単価
夜間対応型訪問介護の事業のために必要な事業	30,000千円
高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業	3,000千円
「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための、地域における包括的なサービスを推進する事業	3,000千円
その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業	3,000千円

## 面的整備計画の提出に係る変更点

### (1) 従来の提出方法



### (2) 今後の提出方法



## 介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の概要

市町村(特別区を含む。)は、

市町村全域を単位として、毎年度、市町村が関与して実施する既存の介護療養病床の老人保健施設やケアハウス等への転換を内容とする介護療養型医療施設転換整備計画を策定することができる。

平成23年度までの6年間の支援

先進的事業支援特例交付金 の1メニュー

### 介護療養型医療施設転換整備事業

既存の介護療養型医療施設を老人保健施設やケアハウス等に転換することを支援するために交付金を交付。

【交付対象】 次に掲げる施設に転換を行うための整備に要する経費

ただし、他の整備計画に基づき交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

#### 介護療養型医療施設

- ・療養病床を有する病院
- ・老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
- ・療養病床を有する診療所



#### 老人保健施設

- ケアハウス
- 有料老人ホーム
- (居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね13m<sup>2</sup>以上であること。)
- 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- (社会福祉法人の設立等する場合)
- 認知症高齢者グループホーム
- 小規模多機能型居宅介護事業所
- 生活支援ハウス

上記交付対象施設については、定員規模を問わない、及び、については特定施設入居者生活介護の指定の有無を問わない。については、利用者負担第3段階以下の人でも入居可能な部屋を確保することが対象条件。

### 介護療養型医療施設転換に係る市町村交付金の流れ

市町村

市区町村全域を単位として、既存の介護療養病床の転換のための介護療養型医療施設転換整備計画を策定。



計画を国に提出(都道府県を経由)。



交付金全体(地域密着型サービスの整備等に係る交付金)に係る市町村のニーズを踏まながら、予算の範囲内で採択。

市町村

交付額を算定し、交付金を交付。

算定方法	事業区分	単位	配分基礎単価
介護療養型医療施設転換整備計画の事業に より減少する療養病床数に、右の整備区分ごとの交付 基礎単価を乗じた額を交付する。	新設	施設床数	1,000千円
改修	既存の施設を取り壊して、新たに施設 を整備	施設床数	1,200千円
改修	既存の工事に及ばない室内改修(壁撤 去等)	施設床数	500千円

## 先進的事業支援特例交付金におけるその他メニューの概要

### 先進的事業整備計画

市町村(特別区を含む。)は、

市町村全域を単位として、毎年度、市町村が関与して実施する既存の広域利用型特別養護老人ホームの改修等の先進的な事業を行うための基盤整備を明らかにした「**先進的事業等整備計画**」を策定することができる。

先進的事業支援特例交付金 の1メニュー

【交付対象事業】

#### 既存の特別養護老人ホームのユニット化改修事業等

既存の特別養護老人ホームをユニット型施設へ改修する事業及び介護療養型医療施設を改修により老人保健施設、特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)及び認知症高齢者グループホームへ転換する際に、ユニット化することを支援するために交付金を交付。

ただし、他の整備計画により交付金が交付されるものについては重複して交付しない。

#### 緊急ショートステイ整備事業

虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ用個室を整備するために交付金を交付。

#### 市町村提案型事業

市町村から提案された全国的に見て先進的な事業を支援するために交付金を交付。

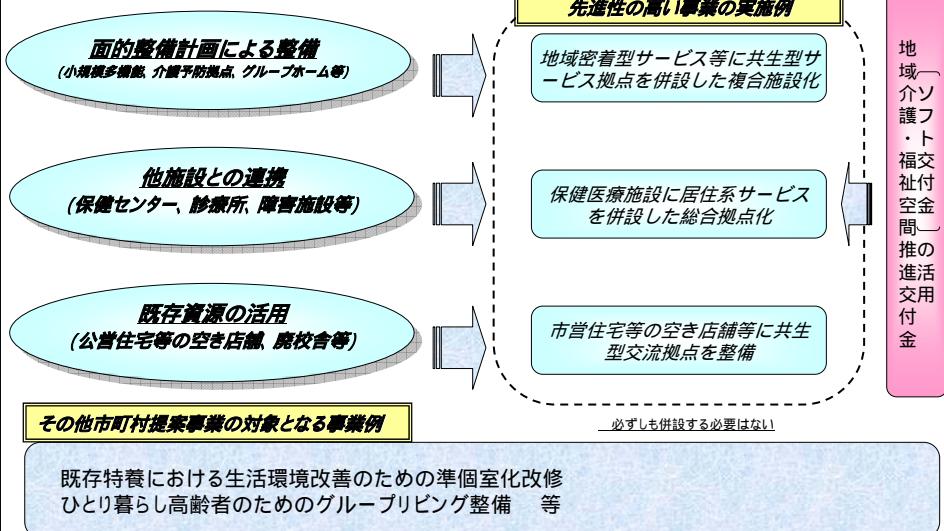
#### 算定方法

先進的事業整備計画記載の事業について、右の区分ごとの交付基準単価に基づいて算定した額を交付する。

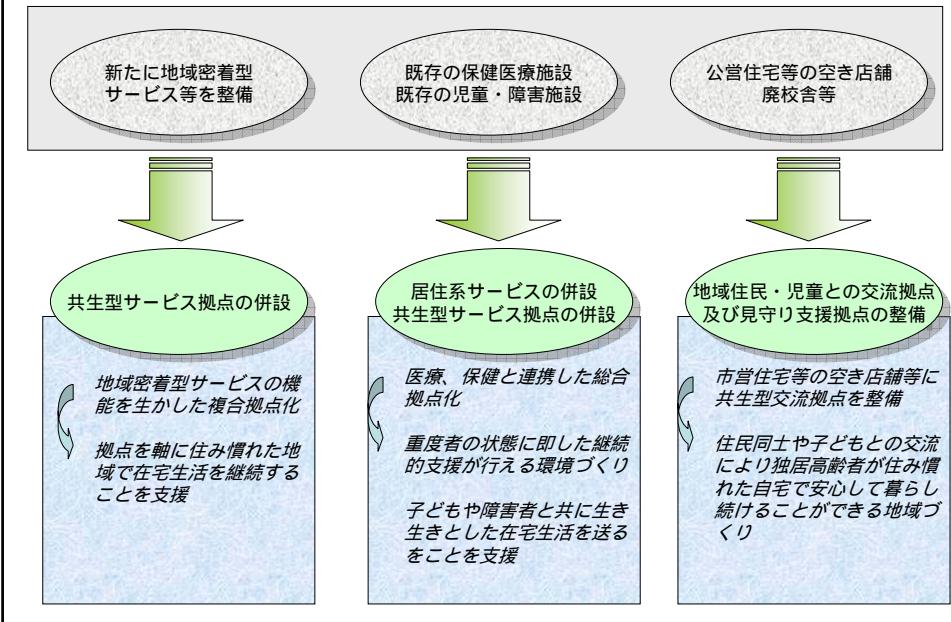
事業区分	単位	配分基礎単価
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業		
「個室、ユニット化」改修	整備床数	500千円
「多床室、ユニット化」改修	整備床数	1,000千円
緊急ショートステイの整備事業	整備床数	1,000千円
市町村提案事業	施設数	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額

## 市町村提案事業の具体的な事例について

### 先進的事業支援特例交付金(ハード交付金)の活用



## 市町村提案事業の活用による事業効果



## 市町村提案事業の採択例

### 平成18年度における主な採択事業

小規模多機能型居宅介護、介護予防拠点及び認知症高齢者グループホームの整備に合わせて、その機能を生かした共生型サービス拠点を併設

高齢者や児童が定期的に集う高齢者サロン（世代間交流スペース）を整備

軽要援護状態の1人暮らし高齢者が共同で生活することにより、従来の生活を継続できるような居住基盤を整備

保健センターや診療所と併設した総合福祉センターを改修して、重度援護高齢者向けの居住系施設を整備

高齢者が子どもとの世代間交流を行えるよう、新たに整備する小規模多機能型居宅介護と託児所の複合施設に共生型サービス拠点を整備

独居高齢者が急増する団地の空き店舗を改修して地域住民や児童との交流が行えるサロン（地域住民が利用できるカフェテリア、ファミリーサポートの実施）を整備

## 地域介護・福祉空間推進交付金（ソフト交付金）の具体的事例について

### 高齢者と障害者や子どもとの共生型サービスを行う事業

ボランティア団体や地域の老人会の交流活動、子育て支援サークルなどによる子どもと高齢者の交流活動。

既存施設を活用して、地域ボランティアによる高齢者、障害者が交流する「地域交流サロン」の開催。

子育てサークル、障害者とともに「陶芸の日」などのテーマを決めて、交流事業を実施。

旧幼稚園の空き室を利用して談話室兼カフェスペースを運営。

介護保険サービス利用者、地域の元気高齢者、障害者、学童の一時預かりや子育てサークルによる親子、大学・高校生など、世代間のふれあいを通じ、知識、技術等の次世代への伝承や情報等の交換も含めた交流事業を実施。

#### 【主な対象経費】

レクリエーションのための設備整備費  
(陶磁窯、放送設備、プロジェクター、スクリーン等)  
レクリエーションのための消耗品購入費  
(図書、遊具、プランター用具等)  
人件費、委託費  
(コーディネーター等)

#### 【配分基礎単価】

3,000千円

## 地域介護・福祉空間推進交付金（ソフト交付金）の具体的事例について

### 高齢者が居宅における自立生活を支援するための事業

高齢化率や独居高齢者の割合が高い団地等の空き店舗等を活用して世代間交流の促進及び食事提供等を行う。

高齢者が自宅でインターネットを通じ、自らの健康についての情報を得ることができるシステムを導入し、集められた情報をもとに訪問指導等を行う。

公営住宅の集会室・空き部屋などを活用して、高齢者の自立を支援する拠点を設置し、1人暮らし高齢者などへの地域ぐるみの見守り活動を実施。

高齢者の居住密度が高い地域において、運動機能向上に資する「介護予防遊具」を公園に設置し、高齢者が自由に利用できるようにする。

既存サービスから小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護へ円滑な移行を推進するための事業。

#### 【主な対象経費】

自立支援活動拠点のための設備購入費  
介護予防遊具の設置費  
小規模多機能型居宅介護等の普及・利用促進に要する費用

#### 【配分基礎単価】

3,000千円